

# 欧州単一特許制度の行方

(独) 日本貿易振興機構 (ジェトロ) デュッセルドルフ事務所 田名部 拓也

## 抄録

2012年末にEUにおいて欧州単一効特許・統一特許裁判所の創設が合意されました。しかし、実務面の詳細については依然として調整が続いており、また、どの国が新制度に加わるのか完全には明らかになっていません。本稿では、欧州単一特許制度の概要を紹介するとともに、新制度の行方を占ってみたいと思います。

## 1. はじめに

特許制度は発明の保護と利用を促進することにより、産業の発展に寄与することを目的としています。世界の各国は、我が国と同様に、自国の産業競争力を強化させて経済成長につなげるため、特許制度の見直しに取り組んでおり、欧州各国もその例外ではありません。

欧州は、米国と同程度の経済規模を有していますが、欧州全域をカバーするためには多数の国での特許権が必要で、特許権の取得や行使に大きなコストがかかると言われており、この点が欧州特許制度の弱点とされてきました。EU (欧州連合) は基本政策の大きな柱として、域内市場を統合することにより経済成長と雇用の創出を実現することを掲げていますが、特許制度に関しては域内の統合が不十分なままでした。このことは、商標や意匠の分野ではEU全域をカバーする共同体商標制度 (1996年～)・共同体意匠制度 (2003年～) が既に実現していたことと対照的です。

特許制度の問題を解決するための議論は実に40年以上も続いてきましたが、2012年末にようやく、EUにおいて欧州単一効特許・統一特許裁判所 (以下、単に「欧州単一特許制度」と呼ぶことがあります) の創設が合意されました。これによって、新制度の法的枠組みは決定した訳ですが、実務面の詳細については依然として調整が続いており、しかも、現時点ではどの国が新制度に加わるのか完全には明らかになっておらず、さらに、新制度の運用がいつ開始されるのかも予測が付きません。

本稿では、欧州単一特許制度の概要を紹介するとともに、新制度の行方を占ってみたいと思います。

なお、本稿における見解はあくまで筆者個人のものであり、筆者の所属する組織の公式見解ではない点にご留意ください。

## 2. 現行の欧州特許制度

### (1) 特許取得のための現行制度とその問題点

現状の欧州特許制度には、国内特許と欧州特許の2種類が併存しています。

国内特許はその名の通り、その国の領域内で効力を有する特許権で、各国特許庁へ出願して特許権を設定するもので、ほとんどの国では各国公用語で手続を行う必要があります。しかし、EU加盟国だけでも28ヵ国もある欧州において、欧州全域で特許保護を受けるためには、各国で審査を受ける手続負担 (コスト) が膨大なものとなります。

この問題を解決するために1973年に署名されたのが「欧州特許の付与に関する条約」(欧州特許条約: EPC) で、現在はEU加盟国以外の国も含めて計38ヵ国が加盟しています。欧州特許は、欧州特許庁 (EPO本部はドイツ・ミュンヘン) に出願し、EPCによって統一された特許要件のもとで審査を経て付与されるもので、指定するEPC加盟国に

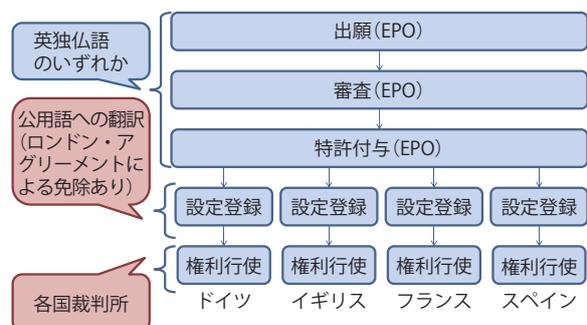


図1 欧州特許の手続フロー

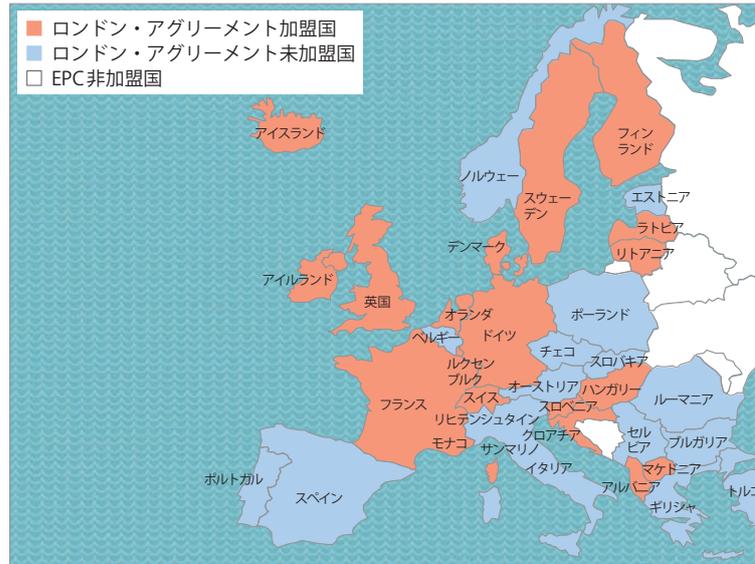


図2 ロンドン・アグリーメント加盟国

において設定登録 (validation) がなされれば、国内特許と同等の効力を有します。各国での出願・審査手続が不要であるため、この部分の手続負担が軽減されるメリットがあります。ただし、欧州特許は「権利の束」と呼ばれているように、各国の特許権は独立であり、特許権の設定登録、維持管理及び移転手続は各国毎に行う必要があります。

欧州特許の公用語としては英語、フランス語及びドイツ語が指定されており、三言語のうちいずれかで手続が可能ですが、特許付与の通知を受けた後、クレーム (特許請求の範囲) を他の二言語に翻訳する必要があります。また、指定するEPC加盟国で特許権の設定を行う際に、明細書・クレームを各国公用語に翻訳する必要があります。

このように、欧州特許の導入によっても、特許付与後の翻訳・設定登録・維持管理のコストの問題は依然として解消していませんでした。このうち、翻訳コストについては、2008年に発効した協定であるロンドン・アグリーメントにより改善が図られました。この協定は、各国での特許権設定の際の、明細書の各国公用語への翻訳義務を緩和する協定であり、EPCに加盟する38カ国のうち20カ国が加盟済みです<sup>1)</sup>。例えば、英国、フランス及びドイツでは、EPOでのクレーム翻訳以降の追加の翻訳は不要です。また、オランダやスウェーデンでは、クレームはそれぞれオランダ語、スウェーデン語に翻訳する必要があるものの、明細書は英語であれば追加の翻訳は不要です。しかし、イタリア、スペイン、ポーランドなど、依然として未加盟の国も多く、翻訳コストの問題を完全に解消するには至っていません。

欧州委員会によると、EUの27カ国 (2012年当時) で特許権を取得するための費用 (手数料・翻訳費用を含む) は約36,000ユーロであり、米国の2,000ユーロと比較して大幅に高額となっています<sup>2)</sup>。

(2) 欧州特許制度の利用状況 (特許出願・設定登録)

このような状況の下で、欧州特許制度が出願人にどのように利用されているかを見てみたいと思います。

まず、国内特許と欧州特許の出願件数 (2012年) を比較しますと、国内特許出願件数が比較的多いドイツで約6.1万件、英国で約2.3万件、フランスで約1.6万件であるのに対して、欧州特許の出願件数は約14.9万件であり、国内特許に比べて欧州特許がよく利用されていることが分かります。各国での出願・審査手続が不要となる欧州特許のメリットが活用されていると言えます。

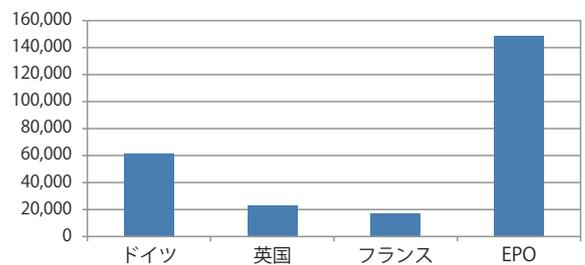


図3 各特許庁の特許出願件数 (2012年)  
 (直接出願 + PCT国内移行) 出典: WIPO統計

1) EPOウェブサイト <http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/london-agreement/status.html> (参照日2014年8月29日)  
 2) 欧州委員会ウェブサイト "How much will it cost to obtain a 'unitary patent' and how much does a similar protection cost today?" [http://ec.europa.eu/internal\\_market/indprop/patent/faqs/index\\_en.htm#maincontentSec11](http://ec.europa.eu/internal_market/indprop/patent/faqs/index_en.htm#maincontentSec11) (参照日2014年8月29日)



図4 欧州特許の設定登録率の国別分布

次に、欧州特許の各国における設定登録の状況を見てみます。EPOのチーフ・エコノミストも務めた van Pottelsberghe らの調査<sup>3)</sup>によると、欧州特許は平均して4-5カ国で設定登録されているに過ぎません。また、国別に見ますと、付与された欧州特許のうち、ドイツ・フランス・英国では70%以上が設定登録されますが、スイス・イタリア・オランダでは40%以上、オーストリア・ベルギー・スペイン・デンマーク・フィンランド・アイルランド・スウェーデンでは12%以上に過ぎません。特許付与後の手続の複雑さや過大なコストのため、欧州特許が付与されていても、保護を与えられている地理的範囲は欧州全体の一部にしか過ぎないのが現実なのです。

### (3) 権利行使のための訴訟制度とその現状

特許権が侵害された場合には、最終的には裁判所に救済を求める必要がありますが、欧州特許であっても、特許権の効力は設定登録された国の領域に限定されます。また、各国の特許権に関する訴訟は当該国の裁判所のみが管轄するのが通常です。従って、欧州全域で特許権の行使を行うためには、各国の裁判所に個別に訴訟を起こす必要があります。さらに、同一の欧州特許に基づく訴訟であっても、各国で訴訟結果が異なる場合があるため、総体として特許権が不安定なものとなっています。

では、特許訴訟の現状はどのようになっているのでしょうか。欧州経済研究センター（ZEW）がドイツ、英国、フランス、オランダの特許訴訟を調査した結果<sup>4)</sup>によると、特許訴訟の件数はドイツが圧倒的に多く、各地の地方裁判所での侵害訴訟が694件、連邦特許裁判所での無効訴訟が251件（いずれも2008年）で、フランス、オランダ、英国の特許訴訟件数より一桁多くなっています。また、同一の патентファミリーに属する特許に関する訴訟が複数の国で重複して起こされた事件の割合は、英国では51%、オランダでは30%を占めています。そして、特許権侵害と判断される割合は各国でばらついています。これらの数字から、各国で重複して訴訟コストがかかっていること、各国で訴訟結果が異なる場合があることが伺えます。

表5 欧州各国の特許訴訟の現状

国	ドイツ	フランス	オランダ	英国
特許訴訟件数 (2008年)	694 (地方裁判所) 251 (特許裁判所)	87	38	37
同一の патентファミリーに属する特許に関する訴訟が複数の国で重複して起こされた事件の割合 (2000-2008年)	16%	13%	30%	51%
特許権侵害と判決された割合 (2000-2008年)	22.0%	5.6%	36.0%	14.7%

3) van Pottelsberghe et al. "Economic Cost-Benefits Analysis of the Community Patent" (2009)  
[http://www.uil-sipo.si/fileadmin/upload\\_folder/prispevki-mnenja/COMPAT-Costbenefit-Study\\_Final.pdf](http://www.uil-sipo.si/fileadmin/upload_folder/prispevki-mnenja/COMPAT-Costbenefit-Study_Final.pdf) (参照日2014年8月29日)  
 4) Katrin Cremers et al., Patent Litigation in Europe, ZEW Discussion Paper No. 13-072 (2013)  
<http://ftp.zew.de/pub/zew-docs/dp/dp13072.pdf> (参照日2014年8月29日)

ところで、訴訟地としてドイツが選ばれる理由としては、ドイツの経済規模が大きいこと、特許権者の勝率が比較的高いこと、審理期間が比較的短いこと、書面中心の手続であり訴訟費用が比較的安いこと、判決理由が明確で品質が高いこと等の理由がしばしば挙げられます。また、侵害訴訟（各州の地裁・高裁）と無効訴訟（連邦特許裁判所）の手続が分離されており（バイファーケーションと呼ばれます）、無効訴訟の結論が出る前に、特許権が有効であるとの前提のもとに侵害の判断が下されるケースも多く、特許権者に有利な仕組みであることも一因と言えます。

欧州内では各国で同一仕様の製品が流通している場合が多く、特許権が登録されている国であればどこでも訴訟を起こすことができるため、できるだけ有利な裁判所を選択する（フォーラム・ショッピング）ことが訴訟戦略上重要となっています。バイファーケーション制度のために、ドイツの裁判所が過度に有利になっているという批判もよく耳にします。

### 3. 新しい欧州単一特許制度

#### (1) 欧州単一特許制度の目的と合意に至る経緯

欧州単一特許制度は、これまで述べてきたような欧州特許制度の問題点を解決することを目指すものです。つまり、各国で特許権を設定登録・維持管理するのに必要なコストを削減すること、各国公用語への翻訳コストを削減すること、重複する訴訟コストを削減すること、各国で訴訟の結果が異なる不安定さを解消することを主な目的としています。

欧州で統一した特許制度を創設することは、1960年代からの取組でしたが、最大の懸念は翻訳言語問題でした。特許取得のコストの大部分を翻訳コストが占めており、翻訳義務を免除しなければ問題の解決にならないことは明らかで、2010年に欧州委員会が英語・フランス語・ドイツ語を柱とする制度を提案しましたが、スペインとイタリアの反対により、EU理事会全体としての決定が困難となっていました。

突破口となったのは、2011年3月、EUの「強化された協力（Enhanced Cooperation）」の枠組みを用いて、イタリアとスペインを除く25のEU加盟国で先行統合することを決定したことでした。「強化された協力」とは、EU統合

を積極的に推進するために、EU理事会全体での賛成が得られなくても、一部の加盟国が先んじて統合を進めることができる規定です。「強化された協力」の利用実績はそれまでに一件（国際離婚に関するルールの共通化）しかなかったことから、この規定の利用が非常に大きな決断であったことが伺えます。

その後、新設される統一特許裁判所の中央部の所在地をめぐっても調整が難航しましたが、2012年6月の欧州理事会（EU加盟国の首脳会議）で、中央部をパリに置き、その支部をロンドンとミュンヘンに置くという政治的決着が成立し、2012年12月の最終合意（欧州議会・EU理事会）へと至りました。



EUの欧州委員会本部（ベルギー・ブリュッセル）

#### (2) 欧州単一特許制度の概要

新しい欧州単一特許制度は、欧州単一効特許の創設と統一特許裁判所の創設とを組み合わせた制度です。

新たに創設される欧州単一効特許（European patent with unitary effect）は、（現在のところスペインとイタリア、そしてEUに加盟したばかりのクロアチアを除く25の参加加盟国<sup>5)</sup>全域で単一的保護を与えるもので、法的には2つのEU規則（単一特許規則<sup>6)</sup>、単一特許の翻訳言語規則<sup>7)</sup>）によって規定されています。欧州単一効特許は、国内特許、従来型の欧州特許と併存する新たな3つめのオプションで、出願人は引き続き国内特許又は従来型の欧州特許を選択することもできます。

5) 単一効特許に関する「強化された協力」に参加するEU加盟国を、参加加盟国（participating Member State）と呼びます。

6) REGULATION (EU) No 1257/2012 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 17 December 2012 implementing enhanced cooperation in the area of the creation of unitary patent protection, OJ L 361, 31.12.2012, p. 1  
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2012:361:0001:0008:EN:PDF>（参照日2014年8月29日）

7) COUNCIL REGULATION (EU) No 1260/2012 of 17 December 2012 implementing enhanced cooperation in the area of the creation of unitary patent protection with regard to the applicable translation arrangement, OJ L 361, 31.12.2012, p. 89  
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2012:361:0089:0092:EN:PDF>（参照日2014年8月29日）

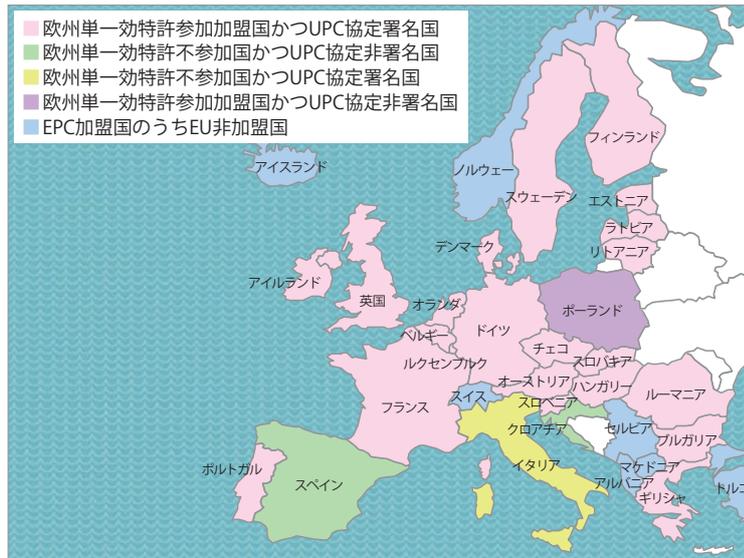


図6 欧州単一効特許の参加加盟国, UPC 協定署名国

新たに創設される統一特許裁判所 (Unified Patent Court: UPC) は、欧州単一効特許と従来型の欧州特許に関する訴訟を取り扱います。第一審は各地に設置される支部 (division)で行われますが、共通の手続ルールが採用され、控訴審はルクセンブルクに設置される控訴裁判所で行われます。法的には、統一特許裁判所協定<sup>8)</sup>という条約によって規定されますが、この協定の発効には英国、フランス、ドイツ及びその他の10カ国の批准が必要です。

なお、欧州単一効特許は統一特許裁判所の創設とパッケージ化されており、欧州単一効特許は統一特許裁判所協定の発効以降に取得可能となります。また、欧州単一効特許の効力は、統一特許裁判所協定を批准していない国の領域には及びません。

それでは、以下に詳細を説明していきます。

### (3) 欧州単一効特許

#### ① 特許取得手続

欧州単一効特許の取得手続には、これまでと大きく異なることはありません。EPOに出願し、特許付与の通知を受けてクレームの翻訳 (英仏独語) を提出するところまでは、従来型の欧州特許と同じ手続です。その後、欧州単一効特許の取得を希望する場合は、EPOに単一効の請求を提出してEPOで設定登録手続を行い、更新手数料もEPOに納付します。各国での設定登録や更新手数料の納付は不要です。単一効を希望せず、従来型の欧州特許を選択する場合は、従来と同様に各国で設定登録を行います。欧州単一効特許か従来型の欧州特許かの選択は、単一効の請求の提

出期限までに行えばよいことになります。

翻訳については、EPOにクレームの翻訳 (英仏独語) を提出した後は、クレーム・明細書の翻訳は不要です。翻訳が必要となるのは、訴訟において、被疑侵害が発生した国又は被疑侵害者の居住国の公用語への翻訳を求められた場合のみであり、これによって翻訳コストが大幅に下がると期待されています。(ただし、後述するように、移行期間中は依然として翻訳の提出が必要となります。)

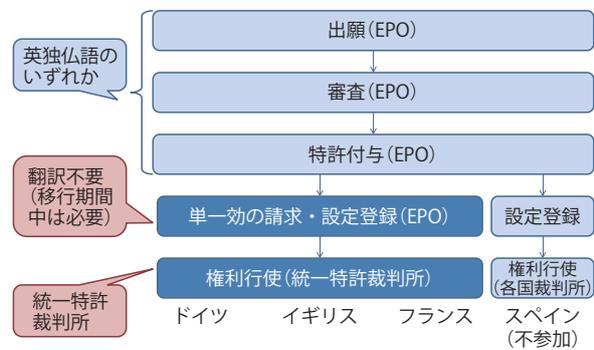


図7 欧州単一効特許の手続フロー

なお、医薬品等に関する特許権の存続期間を延長するSPC (補完的保護証明書) は、欧州単一効特許に対しても付与されますが、申請手続は従来通り各国で個別に行う必要があり、単一効を有するSPC制度が誕生する訳ではありません。

#### ② 欧州単一効特許の効力

欧州単一効特許は単一的保護を与えるもので、全ての参

8) Agreement on a Unified Patent Court <http://www.unified-patent-court.org/images/documents/upc-agreement.pdf> (参照日 2014年8月29日)

加盟国において均等の効力を有し、一元的に限定、移転、取消及び消滅がなされます<sup>9)</sup>。維持管理の手続は大幅に簡素化されますが、他方で、一部の国だけで放棄することはできないため、設定登録国数を徐々に減らしていくことは不可能となり、柔軟性が失われることになります。欧州単一特許が一旦登録されると、従来型の欧州特許に戻すことはできません。

なお、ライセンスに関しては、一部の領域に限定して実施許諾することも可能です。

### ③更新手数料の水準と配分

欧州単一特許の更新手数料（維持年金）の水準については、「現行の欧州特許の平均的な地理的範囲のために支払われる更新手数料の水準と同等の水準」に設定されると規定されています<sup>10)</sup>。また、更新手数料のうち50%は欧州特許庁（EPO）が保持し、残りは参加加盟国に配分されると規定されています<sup>11)</sup>。そして、更新手数料の具体的な水準と各国への配分割合を規定するために、欧州特許機構（EPOr）の管理理事会の下に、特別委員会（Select Committee）を設置することも規定されています<sup>12)</sup>。

この規定を受けて、2013年3月に特別委員会が設置され、精力的な議論が行われていますが、更新手数料の具体的な水準と各国への配分割合は、まだ決定されていません。更新手数料はユーザーが欧州単一特許を選ぶかどうかの重要な要因となるため、大きな関心を集めています。

## (3) 統一特許裁判所（UPC）

### ①UPCの構成・管轄

UPCは二審制であり、第一審裁判所と控訴裁判所からなります。

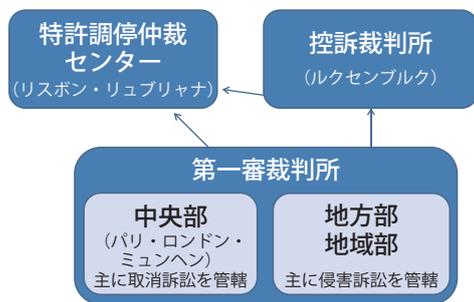


図8 UPCの構成

第一審裁判所は、主に特許取消訴訟を管轄する中央部と、主に侵害訴訟を管轄する地方部・地域部からなります。中央部はパリに設置され、その支所はロンドンとミュンヘンに設置されます。中央部とその支所における分担は技術分野で分けられ、ロンドンが国際特許分類のA及びCセクション（バイオ・製薬・化学分野）、ミュンヘンがFセクション（機械分野）、パリはそれ以外の分野を担当します。地方部・地域部は、UPC協定を批准した締約国に設立されるものですが、地方部は各国毎に設置されるのに対し（1カ国に1～4カ所）、地域部は複数国をカバーするように設置されるという違いがあります。

地方部・地域部がどこに設置されるかはまだ正式には決まっていますが、表9のとおり計画されている模様です。

第一審裁判所の決定に対して控訴された事件は、ルクセンブルクに設置される控訴裁判所で審理されます。控訴裁判所の判例によって中央部・地方部・地域部の法解釈が統一されていくことが期待されます。

表9 地方部・地域部の設置計画  
(UPC手続規則起草委員会のケビン・ムーニー議長の2014年6月30日の講演資料より)

	国	手続言語
地方部	イタリア	イタリア語
	イングランド及びウェールズ	英語
	オランダ	オランダ語・英語
	フランス	フランス語
	ドイツ (4カ所: デュッセルドルフ・マンハイム・ミュンヘン・ハンブルク)	ドイツ語・英語
	ベルギー	オランダ語・フランス語・ドイツ語・英語
	フィンランド	フィンランド語・スウェーデン語・英語
	デンマーク	デンマーク語・英語
地域部	ルーマニア・ブルガリア・キプロス・ギリシャ	各国公用語・フランス語・英語
	スウェーデン・エストニア・ラトビア・リトアニア	英語
	チェコ・スロバキア	各国公用語・英語
設置しない	マルタ・ルクセンブルク	(管轄は中央部に移譲される)
未定	ポーランド・ポルトガル・オーストリア・アイルランド・スコットランド・スロベニア・ハンガリー	

9) 単一特許規則第3条

10) 同第12条

11) 同第13条

12) 同第9条

重要なことは、UPCは、欧州単一効特許だけでなく、単一効のない従来型の欧州特許に関する訴訟についても専属管轄を有することです<sup>13)</sup>。言い換えると、EPOに出願して成立し、各国で設定登録された欧州特許については、既に成立したものも含めて、侵害訴訟も無効訴訟も、各国の裁判所ではなく、新しく設立されるUPCで審理されることとなります。そして、UPCの判決は、欧州特許が効力を有する締約国において有効です。(なお、後述するように、移行期間中は専属管轄の適用除外が可能です。)

したがって、今後の欧州特許制度の行方は、UPCがどのように機能するかにかかっているとと言えます。

なお、UPCについては、すでに署名を終えた25カ国<sup>14)</sup>で構成されるUPC準備委員会<sup>15)</sup>が設置され、判事候補者の公募や手続規則の準備をはじめ、UPC発足へ向けた準備が精力的に進められています。

## ②判事の任命・合議体の構成

UPCの判事は、締約国の代表者で構成されるUPC管理委員会によって任命されます。判事は締約国の国籍を有し、特許訴訟分野での経験を有し、英語・仏語・独語の少なくとも一つに堪能でなければなりません。しかし、特許訴訟分野での経験は、ブタペスト(ハンガリー)に設置されるUPC研修センターにおける研修によって獲得可能とされています<sup>16)</sup>。これにより、特許訴訟の経験の少ない国からも判事を登用できるようになっています。判事の任命はUPCの正式な発足以降になりますが、円滑に運営を開始できる

ように、既に公募を経て暫定的な候補者名簿が出来上がっており、2014年の秋から研修が開始される予定です。

第一審裁判所の合議体の構成は、事件の種類にも依りますが、おおむね以下の通りです<sup>17)</sup>。

主に特許取消訴訟を扱う中央部の合議体は、異なる国籍を有する法律系判事2名と、事件ごとに判事プールと呼ばれるリストから指定される技術系判事1名とから構成されます。従って、パリの中央部であっても判事がフランス人とは限りません。

一方、主に特許侵害訴訟を扱う地方部・地域部では、合議体は3名の多国籍の法律系判事から構成され、そのうち1~2名は当該地方部・地域部の国籍を持たず、事件ごとに判事プールから指定されて加わる判事です。従って、ドイツの地方部であってもドイツ人以外の判事が必ず加わるようになります。判事プールのシステムを採用することによって、特許訴訟の経験の少ない地方部・地域部でも均質な審理が行われるようになると期待されています。

控訴裁判所の合議体は、法律系判事3名と技術系判事2名からなる多国籍の構成で、技術系判事は判事プールから指定されます<sup>18)</sup>。

## ③中央部・地方部・地域部の裁判管轄

基本的な考え方としては、侵害訴訟は地方部・地域部の管轄で、特許取消訴訟は中央部の管轄ですが、これに様々なバリエーションが加わって複雑なルールとなっています<sup>19)</sup>。詳しくは表10をご覧ください。

表10 中央部・地方部・地域部の裁判管轄

訴訟の種類	管轄	注釈
侵害訴訟	侵害の発生地又は被告の居住地の地方部・地域部	当事者の同意がある場合、侵害者が締約国以外に居住の場合は、中央部も可。 地域部に係属し、侵害が3以上の地域部の領域で発生している場合は、被告の要請で中央部へ付託。
特許取消訴訟	・中央部 ・侵害訴訟が地方部・地域部に提起されている場合は、同じ地域部・地方部	(EPOでの異議手続は存続)
特許取消の反訴	(侵害訴訟を審理する部)	地方部・地域部は裁量で、(1)侵害・取消の両者を続行、(2)取消のみ中央部へ付託、又は(3)両者を中央部へ付託。
侵害訴訟(中央部に特許取消訴訟が係属中)	地方部・地域部でも、中央部でも可	
非侵害の確認訴訟	・中央部 ・侵害訴訟が地方部・地域部に提起されている場合は、同じ地域部・地方部	3か月以内に地域部・地方部で侵害訴訟が開始されれば、中央部での非侵害確認訴訟は中止。

13) UPC協定第2条及び第32条

14) スペイン、クロアチア、ポーランドを除く25のEU加盟国

15) UPC準備委員会ウェブサイト <http://www.unified-patent-court.org/> (参照日2014年8月29日)

16) UPC協定第15条、UPC裁判所規程第2条

17) UPC協定第8条

18) 同第9条

19) 同第33条

#### ④裁判の手続言語

第一審裁判所の手続言語<sup>20)</sup>は、中央部の場合、特許が付与された言語、すなわち英語、フランス語又はドイツ語と定められています。

地方部・地域部の手続言語は、その地方部・地域部を擁する国の公用語、又は地域部を擁する国が指定する言語と定められています。これに加えて、締約国は、英語、フランス語又はドイツ語を手続言語として指定することもできます。各地方部・地域部で指定される手続言語は、表9のとおり計画されています。

控訴裁判所の手続言語<sup>21)</sup>は、原則として第一審裁判所の手続言語ですが、当事者の合意により、特許が付与された言語とすることもできます。

ところで、特許明細書の言語については、翻訳コストの削減のため要件の緩和が望まれてきましたが、裁判の手続言語についてのユーザーの意見はどのようなのでしょうか。この点について、あるカンファレンスで欧州企業が、「裁判官にとって最も理解しやすい言語を使いたい」と発言していたのが印象的です。事件が訴訟にまで発展すると、裁判官にきちんと内容を理解してもらうことの方が重要なかもしれません。

#### ⑤UPCの設立資金・運営コスト

UPCの設立に必要な資金は、UPC協定の締約国によって拠出される当初拠出金によって賄われますが、中央部・地方部・地域部・控訴裁判所のそれぞれに必要な設備は、各部を擁する国が提供することになっています<sup>22)</sup>。このため、各国は自国に地方部を設立するか、隣国と共同で地域部を設立するか、費用対効果を踏まえて検討を進めています。

また、UPCの運営コストは、利用者が支払う裁判所手数料で賄われることになっています<sup>23)</sup>。

拠出金や裁判所手数料の金額を含め、UPCの財政的事項については、UPC準備委員会で議論がなされていますが、特に裁判所手数料についてはユーザーへの影響も大きく、大きな関心を集めています。

#### ⑥手続規則

手続規則 (Rule of Procedure) は、UPCで行われる訴訟手続の詳細を定めるもので、民事訴訟法のような位置づけにあたります。手続規則の採択はUPCの正式な発足以降になりますが、円滑に運営を開始できるように、UPC協定が合意される前から起草委員会(議長:ケビン・ムーニー弁護士(英国))が結成され、非公式に準備が進められてきました。2013年6月から約3ヵ月間の意見募集が行われ、この結果を反映して第16次草案が2014年3月に公表されています<sup>24)</sup>。現在は、UPC準備委員会において各国代表による議論が進められています。

UPC手続規則は、各国で大きく異なる訴訟手続を調和させる上で大きな役割を果たすと予想されるため、大きな注目を集めてきましたが、多くの部分はドイツの実務を取り入れたものになっています。訴訟の進め方は、まず書面手続(6ヵ月間)において原告・被告の主張が書面で提出され、その後の中間手続(3ヵ月間)において主任裁判官(judge-rapporteur)の指揮により争点の明確化やその後のスケジュール設定がなされ、最後の口頭手続において裁判長の指揮により口頭審理が行われ、判決が下されます。特許権が有効で侵害と判断された場合は、損害賠償の決定のための手続へと移ります。

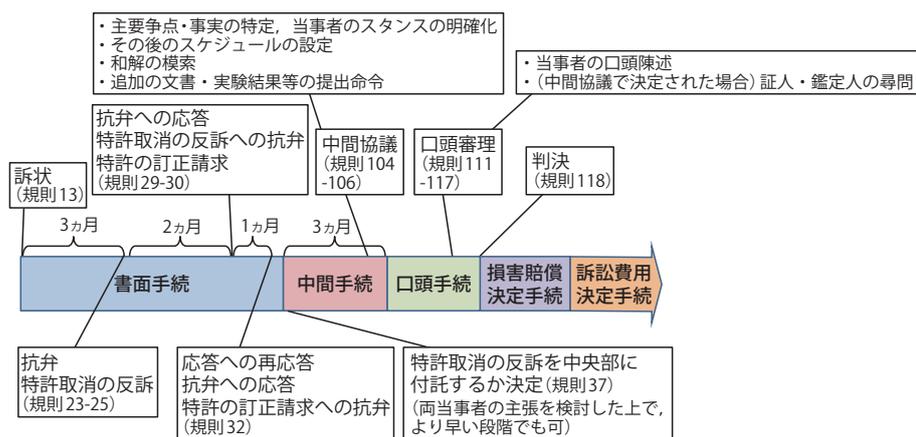


図11 訴訟の進行例 (侵害訴訟の場合)

20) UPC協定第49条

21) 同第50条

22) 同第37条

23) 同第36条

24) UPC準備委員会ウェブサイト <http://www.unified-patent-court.org/news/72-revised-16th-draft-of-the-rules-of-procedure> (参照日2014年8月29日)

特徴としては、紛争の早期解決のため口頭審理までの期間を原則1年以内としていること<sup>25)</sup>、ディスクロージャー（相手方の持つ証拠を開示させるための英国の特徴的な制度）は限定的であること<sup>26)</sup>、口頭審理は原則として1日で終了すること<sup>27)</sup>、証人尋問の事項は限定的であること<sup>28)</sup>が挙げられ、手続を書面中心に簡素化して訴訟費用を抑えることを目指していると言えます。

#### ⑦パテント・トロール対策について

UPCの判決はUPC協定締約国の全域で有効であるため、より効率的な権利行使が可能となります。しかしこのことは、米国を中心に近年猛威を振っているパテント・トロール（近年ではPatent Assertion Entitiesと呼ばれることが多くなっています）の悪影響も受けやすくなることにもつながりかねません。

UPC協定には、UPCは特許の侵害が認められる場合に差止命令を出すことが「できる」と規定されており<sup>29)</sup>、特許侵害の場合でも差止めが認められるとは限らないことになっています。また、濫訴を防ぐため、訴訟費用は上限額までの範囲で敗訴当事者が負担することになっています<sup>30)</sup>。

しかし、パテント・トロール対策としては不十分という声も根強くあります。2014年2月には、アップル、サムスン、ボーダフォン等の欧米アジアの19社・団体が、UPCに関してパテント・トロールの悪影響を防ぐ措置を講ずるべきとの共同意見書を公表しました<sup>31)</sup>。具体的には、どのような場合に差止めを認めるべきか、特許取消の反訴が提起された際にどのような場合に反訴の審理を中央部に付託（バイファーケーション）するのかなどについて、具体的な指針をUPC手続規則に盛り込むべきと主張がなされました。

なお、2014年3月に公表されたUPC手続規則第16次草案では、これらの意見の採用は見送られました。UPC準備委員会の見解は、バイファーケーションの問題も差止の問題も、UPC協定で裁判所の裁量と規定されている以上、下位の手続規則でこの裁量を制限することはできないというものでした。UPC手続規則がこのまま採択されるようであれば、これらの問題は裁判所の運用の積み重ねや控訴裁

判所での判例による解決が求められていくと思われます。

#### (4) 新制度の発効日

新制度は、UPC協定の発効とともに発足することになっていますが<sup>32)</sup>、同協定は、英国・フランス・ドイツを含む13カ国の批准から4月目の最初の日に発効すると規定されています<sup>33)</sup>。現在のところ、発効は早くても2016年の早期になると予想されています。

欧州特許に対する単一効の請求は、発効日以降に付与される欧州特許に対して請求が可能となります。ただし、単一的保護は、その登録日においてUPC協定が発効済みの参加加盟国においてのみ効力を有すると規定されているため<sup>34)</sup>、欧州単一効特許であっても登録日によってカバー領域が異なることとなります。また、UPCは、発効日に失効していない欧州特許、及び発効日以降に付与された欧州特許に対して適用されます<sup>35)</sup>。

2014年8月末時点では、オーストリア、フランス、スウェーデン、ベルギー、デンマークの5カ国が既に批准を済ませており、マルタ、スロベニアについても批准の準備が進められています。

#### (5) 移行措置

新制度には、必要とされる明細書の翻訳、及び統一特許裁判所の専属管轄の点で、それぞれ移行措置が設けられています。

##### ①明細書の翻訳に関する移行措置

欧州単一効特許の翻訳については、EPOにクレームの翻訳（英仏独語）を提出した後は、クレーム・明細書の翻訳は不要となるため、翻訳コストが削減できるというメリットがあります。しかしながら、移行期間中は単一効の請求の際に明細書の翻訳の提出が義務付けられています<sup>36)</sup>。特許付与の手続言語がフランス語又はドイツ語の場合は、英語への翻訳が必要となり、特許付与の手続言語が英語の場

25) UPC手続規則第16次草案前文

26) 同規則190

27) 同規則113.1

28) 同規則113.2

29) UPC協定第63条

30) 同第69条

31) JEROデュッセルドルフ事務所、「欧米アジアの19社・団体が欧州統一特許裁判所に関して共同意見書を公表」、欧州知的財産ニュース（2014年2月28日）[http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20140228\\_2.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20140228_2.pdf)（参照日2014年8月29日）

32) 単一特許規則第18条

33) UPC協定第89条

34) 単一特許規則第18条条

35) UPC協定第3条、

36) 単一効特許の翻訳言語規則第6条

合は、任意の一つのEU公式言語への翻訳が必要となります。このため、移行期間中は欧州単一効特許のメリットが十分に享受できません。

この移行期間中の翻訳提出義務は、高品質機械翻訳の精度向上のためとされており、移行期間の終了は、高品質機械翻訳の評価に基づき決定されることになっています。高品質機械翻訳とは、具体的には既にEPOによって提供されているPatent Translateのことを指しています。高品質機械翻訳の評価は新制度の発足後の6年目から2年ごとに実施され、移行期間は最長で12年間で終了することになっています。

## ②UPCの専属管轄に関する移行措置

UPCは、単一効特許だけでなく、単一効のない従来型の欧州特許に関する訴訟についても専属管轄を有します。しかし、移行期間中は、従来型の欧州特許（出願中のものを含む）については、UPCに訴訟が提起される前に専属管轄の適用除外（オプト・アウト）を通知（移行期間満了の1か月前まで通知が可能）すれば、これまで通り国内裁判所に訴訟を提起可能となります<sup>37)</sup>。この移行期間は、UPC協定の発効後7年間とされており、さらに7年間で上限として延長される可能性もあります。

多くのユーザーは、少なくとも当初は適用除外を活用して、UPCの運用状況を見極めることを検討していますが、適用除外には一件毎に手数料がかかる方向で検討されています。このため、適用除外の手数料が具体的にいくらに設定されるのか、大きな注目が集まっています。

## 4. 欧州単一特許制度の行方

欧州単一特許制度は、現在の欧州特許制度の問題点を解

決すること、つまり、各国で特許権を設定登録・維持管理するのに必要なコストを削減すること、各国公用語への翻訳コストを削減すること、重複する訴訟コストを削減すること、各国で訴訟の結果が異なる不安定さを解消することを主な目的としています。従って、新制度の行方は、これらの目的をどれだけ実現できるかにかかっているとと言えます。

### (1) 新制度への参加国数（欧州単一効特許の参加加盟国数、UPC協定締約国数）

制度それ自体がどれだけ魅力的なものであっても、参加する国の数が少なければ欧州全域をカバーする理想の制度から遠ざかり、全体としての魅力は薄れてしまいます。

欧州単一効特許に関する「強化された協力」は、イタリアとスペインを除く25のEU加盟国（2012年当時）が参加する枠組みとして合意されました。この枠組みには後から参加することもできますが、英語・ドイツ語・フランス語を柱とする制度に反対する両国はいまだに参加していません。また、2013年7月にEUに加盟したクロアチアもこの枠組みにはまだ参加していません。スペインとイタリアは、この枠組みを承認したEU理事会の決定の無効を求めて欧州連合司法裁判所（CJEU）に提訴していましたが、この訴えは2013年4月に棄却されました<sup>38)</sup>。スペインはさらに、単一特許規則及び単一特許の翻訳言語規則がEU条約に照らして適法でないとして新たな訴えをCJEUに起こしており<sup>39)</sup>、この裁判の行方も注目されます。いずれにせよ、EUの五つの大国のうちの2か国が欧州単一効特許でカバーされないことは、欧州単一効特許の魅力が大きく損なっていると言わざるを得ません。

「強化された協力」の参加加盟国数に加えて、UPC協定の締約国数も重要な要素です。UPC協定に批准しない国に

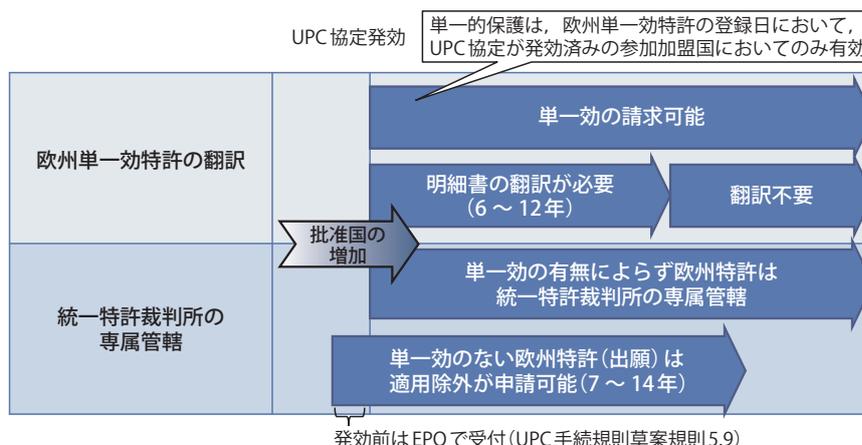


図12 移行期間の概要

37) UPC協定第83条

38) 事件番号C-274/11及びC-295/11

39) 事件番号C-146/13及びC-147/13

においては、訴訟手続の一本化のメリットを享受できないだけでなく、欧州単一効特許の効力も及びません。2014年2月にUPC協定署名式典が行われましたが、そこでは、かつてEU議長国時代(2011年後半)に新制度創設へ向けて大きく貢献したポーランドが、署名を見送るというショッキングな出来事がありました。

実はこれには伏線があり、ポーランド政府から委託を受けた大手コンサルティング・監査法人のデロイトが影響評価を行い、UPC協定を批准した場合、批准しない場合に比較して20年間で523億ズロチ(126億ユーロ)の経済的損失を被るという報告書<sup>40)</sup>を2012年10月にまとめていました。報告書によると、ポーランド企業による2011年の欧州特許の出願件数は247件、付与件数は45件であり、それぞれEPO全体の0.19%及び0.07%に過ぎません。また、2011年にEPOで付与された62,000件の特許のうち、ポーランドで設定登録されたのは5,790件に過ぎず、そのうち31%がドイツ企業の特許でした。こうした背景のもと、ポーランドがUPC協定を批准してもしなくても、ポーランド企業(国民)は欧州単一効特許の取得による恩恵を受けられるのに対し、ポーランドがUPC協定を批准すれば欧州単一効特許により自国内で有効な外国語特許が増加し、クリアランスの負担が増えて技術の利用の自由度が低下するという悪影響が大きいという分析結果がまとめられました。

仮にポーランド以外の国でも同様の評価がなされれば、署名はしたものの批准は見送るという国が出てくる可能性があり、欧州全域をカバーする理想の制度から遠ざかってしまう恐れがあります。

## (2) 欧州単一効特許の料金

欧州単一効特許の更新手数料の水準については、「現行の欧州特許の平均的な地理的範囲のために支払われる更新手数料の水準と同等の水準<sup>41)</sup>」に設定されることになっており、また、更新手数料のうち50%は欧州特許庁(EPO)が保持し、残りは参加加盟国に配分されることになっています<sup>42)</sup>。

先に述べたように、欧州特許が設定登録されるのは平均で4~5ヵ国ですので、欧州単一効特許の更新手数料は、現在の4~5ヵ国分の更新手数料に近い金額になると予想されています。そうなると、設定登録の国数が比較的少ない業界(自動車業界など)にはあまり利用されないことが予想されます。また、設定登録の国数が比較的多い業界(製薬業界など)にとってはメリットが大きいと思われるもの

の、特許が欧州全域で一度に取り消されるおそれがあることや、統一特許裁判所の運用が未知数であることから、肝心の製薬業界では単一効特許の利用を当面は見合わせるという意見が支配的であるという、なんと皮肉な状況になっています。

## (3) 統一特許裁判所(UPC)の質

訴訟手続の一本化のメリットを実現させるためには、前提として、UPCの判断が安定して質の高いものであることが求められます。しかし、この点に関しては多くの懸念が表明されています。

まず、合議体の構成が多国籍であることが挙げられます。各国で大きく異なる訴訟手続を調和させるため、手続規則が制定される予定ですが、各判事の裁量に任される部分も多いため、判事の出身国によって訴訟の進め方が大きく異なるのではないかと心配されています。あらゆる展開に備えて多国籍の弁護士チームを揃えることが必要になれば、かえって費用がかかる可能性もあります。裁判所の運用の積み重ねや控訴裁判所での判例の蓄積によって、解決されていくと思われそうですが、少なくとも発足当初は問題となる可能性があります。

また、特許訴訟の少ない国から特許訴訟の経験の浅い判事が登用されることも不安視されています。欧州では特許訴訟が一部の国に集中してきたため、それ以外の国の判事は特許訴訟の経験が豊富ではありません。ブダペストに設置された研修センターでの研修が重要になってきますが、



UPC判事研修センターが入る建物(ハンガリー・ブダペスト)

40) Deloitte, "Analysis of prospective economic effects related to the implementation of the system of unitary patent protection in Poland" (2012) <http://www.uil-sipo.si/uploads/media/UPP-Analiza-PL.pdf> (参照日2014年8月29日)

41) 単一特許規則第12条

42) 同第13条

これまでEPOが各国に対して行ってきた判事向け研修のノウハウを活用していく動きもあるようです。

さらに、今まで特許訴訟の少なかった国に設置される地方部・地域部が管轄を有する案件が増えることにより、フォーラム・ショッピングが盛んになり、その結果、特許権者に過度に有利な運用をして訴訟を集めようとする地方部・地域部が出てくるおそれがあるとの声もあります。

## 5. さいごに

欧州単一特許制度の創設へ向けた議論が開始されたのは、1973年に欧州特許条約(EPC)が16か国により署名され、1977年には欧州特許機構・欧州特許庁が7の締約国(ベルギー、スイス、ドイツ、フランス、英国、ルクセンブルク、オランダ)により発足した頃にあたります。約40年が経過した現在ではEPC加盟国は38か国に達し、欧州における特許保護において欧州特許は欠かすことのできないツールとなっています。発足当初は、欧州特許庁がこれほど利用されるとは思われていなかったそうです。

欧州単一特許制度については、既存の制度に追加されるものであることから制度全体がさらに複雑化することは否めず、また新たに創設される統一特許裁判所(UPC)の運用も未知数であり、新制度の成否の見極めには時間が必要となりそうです。UPCの品質を悲観視して、欧州特許から国内特許への回帰さえ起こるのではないかという声も聞かれます。

しかし欧州には、域内市場の統合を目指し、時間はかかりつつも、各国が協力して統一された制度を作り上げてきた実績があります。また、欧州単一特許制度により、特許権の取得・維持管理のコストや、重複する訴訟のためのコストの削減が実現すれば、特に、強い特許を持つ中小企業にとっては追い風となります。世界各地に拠点を持つ法律事務所Allen & Overyが実施した152社を対象としたアンケート調査<sup>43)</sup>によると、回答者の74%はUPCは自社にとってプラスになると回答しています。さらに同調査では、UPCの専属管轄の適用除外(オプト・アウト)を行うかどうかについて、平均すると各社の保有特許のうち68%については未定であるものの、24%については既にオプト・イン(オプト・アウトせず、UPCの専属管轄に服することを選択)することを決定していることが判明しました。UPCへの支持が浸透しつつあることが伺えます。

新制度がどのように欧州特許制度を変えていくのか、しばらく目が離せない状況が続くそうです。

## profile

### 田名部 拓也 (たなぶ たくや)

- 1997年4月 特許庁入庁(審査第四部高分子)
- 2001年4月 審査官昇任
- 2002年1月 総務部特許情報利用推進室 分類企画係長
- 2003年7月 特許審査第三部医療 審査官
- 2004年9月 特許審査第一部調整課 課長補佐(審査システム企画第一係長)
- 2006年7月 ジョージ・ワシントン大学ロースクール(ワシントンD.C.)
- 2008年7月 特許審査第一部調整課審査基準室 室長補佐(基準企画班長)
- 2010年7月 特許審査第三部有機化学 審査官
- 2011年4月 審判部第21部門(医療) 審判官
- 2012年6月 (独)日本貿易振興機構 デュッセルドルフ事務所



43) Allen & Overy, "UPC benchmarking study - Opt in / Opt out: where do you stand?" (2014)  
<http://www.allenoverly.com/SiteCollectionDocuments/Research%20reveals%20growing%20business%20support%20for%20UPC.pdf>  
 (参照日 2014年8月29日)